

安全対策工事特記仕様書

第1編特記仕様書（工事）

第1章総則

第1条 適用

本特記仕様書は、熊本県道路公社が発注する次の工事に適用する。

工事番号 松有道R07-工04号

工 事 名 安全対策（逆走・誤進入防止）工事

第2条 目的

熊本県道路公社が管理する一般国道324号松島有料道路において、ＩＣ部及び料金所での逆走及び誤進入を防止するための対策として道路標識及び路面標示等の設置を行い、通行車両の安全性及び利便性の向上を図るものである。

第3条 工事数量

本工事における工事数量は、別紙「工事数量総括表」のとおりとする。

なお、数量に変更が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ、契約変更の対象とすることができるものとする。

また、施工に当たっては下記に留意すること。

- ・受注者は、工事契約後速やかに必要な現地調査を実施し、契約図書と現地に差異並びに特記仕様書に疑義が生じた場合は、原則として書面で監督職員と協議し適切な処理を行わなければならない。

第4条 適用基準

本工事施工に当たっては、本仕様書によるほか、一般的な事項については土木工事共通仕様書（熊本県土木部平成31年4月）、土木工事施工管理基準（熊本県土木部平成31年4月）によらなければならない。

第5条 設計変更及び一時中止の手続き

本工事に関する設計変更及び一時中止については、契約書及び土木工事共通仕様書（熊本県土木部平成31年4月）に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、土木工事設計変更ガイドライン（熊本県土木部令和3年12月）及び土木工事一時中止ガイドライン（熊本県土木部令和元年8月）によることとする。

第6条 熊本県請負工事成績評定要項

本工事は、熊本県請負工事成績評定要領に基づき評定を行う。なお、以下の項目に該当がある場合は、決められた算出方法により加点を行う。

- ①契約後ＶＥ対象の工事で、ＶＥ提案が採択され、提案工法が高度技術として評価できる場合
- ②厚生労働省が推奨している建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく建設従事者に対する安全教育を、工事現場ごとに建設業労働災害防止協会または労働安全コンサルタント等の外部機関を活用

し、半日以上実施した場合

- ③高度技術・創意工夫・社会性等に関しての実施状況を工事完了時までに提出し、その内容が独自性や創意に満ちたもので、且つ効果が認められる場合

第7条 積算方式について

本工事は、「熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」を用いた積算方式の試行対象工事である。

第8条 補正係数について

本工事は、「土木工事標準積算基準」等により対象額毎に算出された共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じる試行対象工事である。

【共通仮設費率（率分）：1. 1 現場管理費率：1. 1】

第9条 最新資材等単価への設計変更に係る特例措置について

- （1）本工事は、令和7年10月15日付けの設計単価で積算しているが、当初契約締結日までに設計単価が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議のうえ契約締結日の最新の設計単価で設計変更を行う。
- （2）ただし、受注者の了解を得られた場合、第一回変更設計時に実施することができる。

第10条 最新積算基準への設計変更に係る特例措置について

- （1）本工事は、令和7年度熊本県土木工事標準積算基準（以下「積算基準」という。）に基づき積算を行なっているが、当初契約締結日までに積算基準が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議のうえ契約締結日の最新積算基準で設計変更を行う。
- （2）ただし、受注者の了解を得られた場合、第一回変更設計時に実施することができる。

第2編 共通

第2章 工程制約条件選定

第11条 工期について

工期は、契約締結の翌開庁日から令和8年2月27日までとしている。

第12条 作業時間帯について

本工事は工種別に、標識工及び携帯型情報板工を昼間施工とし、区画線工及び道路附属物工を夜間通行止め規制による夜間施工としている。

昼間施工については施工工程について監督職員と協議すること。

夜間施工については令和8年1月26日から計5夜間 21:00～翌 5:00（実作業可能時間 21:30～4:30）での施工を想定しており、これに抛り難い場合には監督員と協議するものとする。

なお、夜間通行止め規制による夜間施工については、熊本県が計画している松島有明道路区間の規制と

時期をあわせて実施するものとし、同期間内に他の維持作業等もあわせて施工するため、関係施工業者間での調整を図ること。

第 13 条 関係機関との連絡調整

【道路利用者等】

工事用車両等の影響より、周辺道路の利用に影響が生じるおそれがある場合は、受注後、工程、施工手法等が確定次第、利用者等へ説明及び予告看板設置、チラシ等の配布により周知を図ること。

第 3 章 騒音・振動・粉塵・汚濁等

第 14 条 アイドリングストップ

建設機械等のアイドリングストップに努め、その点検を行うこと。

第 15 条 不法無線車両の禁止

本工事は不法無線局を設置している車両の出入りを禁止する。受注者は、不法無線局設置車両の有無を確認するとともに、同車両を排除すること。

第 16 条 排出ガス対策型建設機械

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、土木工事共通仕様書 1-1-34（環境対策）6 の規定によるものとする。

機種	備考
一般工事用建設機械 ・ バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイルクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運輸車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

第4章安全対策

第17条 交通誘導員

本工事は、昼間施工において標準作業量等から交通誘導員Bを2人計上しており、夜間施工においては他工事等と同時施工となるため本工事での交通誘導員は計上していない。ただし、警察等関係機関との協議の結果又は条件変更等に伴い変更する必要がある場合は別途協議すること。

なお、条件等の変更がなく、標準作業量等から算定した設計計上人員と実際の配置人員との間の差異のみの場合は、設計変更の対象としない。

第18条 過積載防止

受注者は、交通安全確保や構造物の損傷を防止するため、次により工事関係車両の過積載防止対策を図ること。

- ①工事用資機材、建設副産物等の過積載をしないこと。
- ②過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ③資材等の過積載を防止するため、資材等の購入に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造したダンプトラック等が工事現場に出入りしないようにすること。
- ⑤「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の利用を促進すること。
- ⑥下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- ⑦①から⑥のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

第19条 危険防止対策等

施工計画書の中に安全管理に係る対策工を検討し記載すること。また、現地状況等を踏まえて施工手順について、十分検討し、監督職員に報告・協議したうえで施工すること。

第3編施工管理

第5章施工管理一般

第20条 施工管理

出来形管理、品質管理については、「土木工事施工管理基準」により、本工事に該当する項目及び件数を決定し、実施するものとする。なお、土木施工管理基準に記載のない項目については、適用示方書、指針及び、実施工法の施工手順書（マニュアル）等を参考とし、管理基準を定め監督職員と協議すること。また、本工事施工に当たっては、事前測量を行い、施工範囲・施工数量等を確認し監督員に照査報告及び協議した上で着手するものとする。

第 21 条 施工計画の策定

施工計画の策定に当たっては、施工中の安全対策、付近住民の生活環境、道路利用者の安全及び降雨等に十分に留意し、施工方法（手順）、使用機械、工事材料、仮設備等を十分検討しなければならない。

第 21 条 工事完成図書

工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。

1. 完成写真及び着工前写真
2. 実施工程表
3. 出来型管理資料・・・出来型管理図、写真管理資料、出来高数量計算書
4. 品質管理資料・・・管理図及び総括表
5. 工程管理資料
6. 建設資材の品質管理資料
7. 建設材料の品質記録保存資料
8. 完成図
9. 地域貢献、創意工夫の実施資料
10. 新技術活用効果調査票（新技術・新工法を採用した場合）
11. その他監督職員の指示した資料

第 22 条 工事環境に対する計画

周辺環境への配慮として、次のことに留意すること。

- 1 工事の施工に際しては、粉塵、濁水、騒音、振動及び通傷害等により地域住民及び漁協とのトラブルを極力防止するよう綿密な検討を施工計画書作成時に行うものとする。
- 2 監督職員が必要と判断した時は、工事現場周辺道路の散水を行うものとする。
- 3 路面は常に良好なる状態に維持しなければならない。路面の破損した箇所については、直ちにアスファルトや砂利で補給し、これらの維持に留意すること。
- 4 水質事故（油流出等）を起こさないように、重機の点検整備を強化するとともに、慎重な作業に努めること。
- 5 水質事故が発生した場合、直ちに監督員に報告するとともに、下流域に拡大しないようオイルフェンス・吸着マット等の対策を講じること。

第 23 条 工事における創意工夫の実施

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する事項、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

第 24 条 仮設物

本工事で設置した仮設物については、工事目的物が完成した段階で撤去するものとする。

第 7 章 再生資源

第 25 条 再生資材の利用等

1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成 12 年法律第 104 号)。以下「建設リサイクル法」という。）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した事項と異なる場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合で、受注者の責めによるものでない事項については、監督職員と協議するものとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法 18 条に基づき、次の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

第 8 章 建設副産物

第 26 条 その他廃棄物

①型枠の端材、塗料の空き缶等については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、元請業者の責任において適正に処理すること。

②舗装版切断時に発生する濁水等については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、元請業者の責任において適正に処理すること。

なお、本件に係る運搬・処理費が必要となる場合は、監督職員と協議のうえ処理方法及び数量等について変更することとする。

第 9 章 安全管理

第 27 条 安全・訓練等の実施

安全・訓練等の実施については、土木工事共通仕様書 1－1－30（工事中の安全確保）の規定によるものとする。また、以下の項目については特に留意すること。

- (1) 足場からの墜落事故防止対策

土木部発注工事において足場の設置を必要とする場合、改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（厚生労働省平成 27 年 7 月 1 日）を適用するものとする。

（２）車両系建設機械の用途外使用による事故防止対策

労働安全衛生規則第 164 条により認められている車両系建設機械の用途外使用による作業を行う場合、「土木請負工事における安全・訓練等の実施報告書について」（平成 7 年 4 月 18 日付け土検第 54 号）における安全・訓練等として、用途外使用に関する安全・訓練等を行うこと。

（３）建設機械の作業範囲への立入禁止措置の未実施及び誘導者、合図者の未配置による事故防止対策

労働安全衛生規則または、クレーン等安全規則により誘導者の配置、立入禁止措置、あるいは合図者の配置が求められている作業を行う場合、「土木工事における安全・訓練等の実施報告書について」における安全・訓練等として、誘導者の配置、立入禁止措置あるいは合図者の配置に関する安全・訓練等を行うこと。

第 28 条 安全管理チェックリスト

受注者は、県の定める様式を基に安全管理チェックリストを作成し、施工計画書提出時に併せて提出するものとする。また、作成したチェックリストの内容について、現場内での周知徹底を図るとともに、チェックリストを用いて月 1 回以上の現場点検を実施し、その結果を毎月の履行報告書と併せて監督職員へ提出するものとする。ただし、チェックリストの内容は必要に応じて変更することができ、その場合は再度監督職員へ提出するものとする。

第 4 編その他

第 10 章その他

第 29 条 使用機器及び使用材料等

携帯型情報板については下記同等品以上の機器を使用するものとする。また、その他の使用材料及び下請業者については、県産資材、県内企業及び誘致企業の採用に努めるものとする。

なお、使用機器及び使用材料の選定にあたっては、事前に監督職員に承認願いを提出すること。

1. フラット情報板（西日本高速道路エンジニアリング中国（株））

- ・ 本体機構：アルミフレーム固定式（裏面平リブ付き）
- ・ 寸法：W455×H1930×D50（制御部込）
- ・ 重量：約 15kg（制御部込）
- ・ 1 窓サイズ：400×400（mm）
- ・ 発光色：橙色
- ・ 輝度：昼 3,800cd/m²、夜 140cd/m² ※LED 発光輝度の昼夜自動切替機能
- ・ ドット構成：16×16dot
- ・ LED 数：4 個/dot
- ・ 制御部：一体型
- ・ 電源：AC80V～230V、DC12V

※携帯型情報板の据付は、電源のある料金所 C 型情報板の制御盤から約 5 m 範囲を想定している。

本工事ではC型情報板制御盤への電源接続から5m以内の配管及び配線、ガードロープ支柱への情報板据付までを見込んでいる。

第30条 グリーン購入法促進方針

受注者は、熊本県グリーン購入推進方針に適合するリサイクル建設資材の活用に努めるものとする。

第31条 ワンデーレスポンスの実施

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

ワンデーレスポンスとは、受注者からの協議、報告、承諾願、確認願、立会願等（以下「協議等」という。）に対して、監督員が原則として1日以内に回答するよう対応することである。ただし、1日以内の回答が困難な場合は、受注者と協議うえ、回答予定日を設けるなど、何らかの回答を1日以内にするものである。

2. ワンデーレスポンスは、「土木工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施するものとする。

3. 受注者は、計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議すること。

4. 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに書面により監督員に報告するものとする。

第32条 民地への無断立入の禁止等

工事期間中は、民地への無断立入または資機材散乱等、紛争の因となる行為は、厳に慎まなければならない。

第33条 官有地の使用

官有地に仮設物を設置する場合は、関係諸法規に基づき手続きをしなければならない。

第34条 現場技術者等の腕章の着用について

1. 目的

現場における責任の自覚と意識の高揚並びに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を目的として実施する。

2. 対象者

- ・現場代理人
- ・監理技術者又は主任技術者

3. 腕章の仕様

仕様は、監督職員と協議するものとする。

着用箇所は、腕の見易いところを原則とする。なお、腕章のほかにも名札も着用することが望ましい。

第 35 条 情報共有システム（設計額 1 千 5 百万円未満）

本工事は、情報共有システムの利用必須工事ではない。ただし、受注者からの希望があれば、利用するものとする。

- 1) 情報共有システムは、工事施工中の発注者、受注者間でやりとりする文書・図面を電子化して共有し、情報の有効活用を図るものである。
- 2) 利用する情報共有システム及び登録に必要な情報については発注者と協議することとする。
- 3) 情報共有システムの利用により、紙媒体の提出を妨げるものではない。電子化が困難な書類等は、紙媒体の提出でも構わないものとする。

第 36 条 技術者の専任を要しない期間（工事着手前）

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所設置、着手前測量、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、現場代理人の常駐及び主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

第 37 条 技術者の専任を要しない期間（しゅん工検査後）

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、現場代理人の常駐及び主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「工事竣工認定書」等における日付）とする。

第 38 条 電子納品

（1）電子納品に関する基準

電子納品に関する基準は「熊本県電子納品運用ガイドライン」（以下「熊本県ガイドライン」という。）によるものとする。

（2）電子納品

本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、熊本県ガイドラインに示すファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督職員と協議するものとする

（3）電子化に要する費用

電子化に要する費用は共通仮設費に含まれているものとする。ただし、電子化が困難なもの※2で、特に監督職員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経費を技術管理費に計上し、設計変更で対応する。

※2：「工事完成図書の電子納品要領（案）平成 16 年 6 月 国土交通省」の「8-4 電子化が困難な資料の取り扱い」を参照

第 39 条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議すること。

○購入費の対象となる建設資材は、碎石類（クラッシャーラン、粒度調整碎石、栗石、割栗石、詰石、再生クラッシャーラン）とする。

○輸送費の対象は、仮設材（鋼矢板、敷鉄板等）とする。

【事前協議】

受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費に係る設計変更を請求しようとする場合は、次の事項を記載した「報告・協議書」により、発注者と協議する。

- ①遠隔地から調達する資材の名称・規格及び製造地区、輸送基地の名称
- ②遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由
- ③当該製造・生産工場又は輸送基地を選定した理由
- ④建設資材の見積書
- ⑤その他発注者が必要と認めた事項

第 40 条 労働者確保に要する間接費の設計変更について

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「設計変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方法に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、設計変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第 41 条 現場環境改善

本工事では現場環境改善費は計上していない。

第 42 条 留意事項

本工事の施工に当たっては、次の点について留意すること。

- （１）工事受注後、現場の立ち入りに当たっては、関係地権者並びに工事施工に伴い影響を与える周辺土地所有者又は駐在員に必ず工事着手の挨拶を行うこと。
- （２）施工中の現場においては、地権者及び通行人等への挨拶を行うこと。
- （３）施工完了後、周辺の整理を行うこと。
- （４）１日の作業終了時には必ず現場の安全確認を行い、安全施設等の点検を行うこと。
- （５）１日の作業終了は、極力中途半端な状況で終了しないようにすること。
- （６）施工期間中は現場の維持補修を適切に行い、通行人及び通行車両の安全を確保する。
- （７）地権者等からの要望や支障物件については、現場で判断せずに監督職員と協議する。
- （８）事業損失等がでないように周辺の環境に配慮すること。

- (9) 毎月末の進捗状況を翌月5日までに監督職員に報告すること。
- (10) 現地状況に変更等が確認された場合、その都度速やかに監督職員に報告、協議すること。
- (11) その他、疑義が生じた場合には、監督職員と協議のうえ、施工すること。

第43条 本工事の予定価格に含まれる法定福利費概算額について

本工事の予定価格に含まれる法定福利費概算額は別紙様式1のとおりである。

第44条 週休2日（現場閉所型）工事

本工事は週休2日試行工事（週休2日（現場閉所型）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領（土木工事編）（令和7年8月15日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4週8休以上（月単位）」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて完全週休2日（土日）または補正無しに変更するものとする。

※熊本県の週休2日試行工事に関するホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/100/50364.html>

予定価格に含まれる法定福利費概算額

工種	道路改良工事
予定価格（税込）	¥5,339,400
上記予定価格に含まれる 法定福利費概算額	¥193,820

上記予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額です。

当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費（営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費）に含まれる法定福利費について、当工事に係る積算上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等の実情に応じて異なります。